

## 議案第54号

### 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の廃止について

次のとおり鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例を廃止する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成17年条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に交付決定された環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金については、なお従前の例による。